

9. 公立大学法人愛媛県立医療技術大学

(1) 公立大学法人制度の概要

公立大学法人制度は、地方公共団体等における大学改革への取り組みの一環として地方独立行政法人法において創設された（平成16年4月施行）。

同制度のもと、地方公共団体の選択により、地方公共団体とは別の法人（公立大学法人）が公立大学を運営することが可能となり、法人による自律的な運営、民間的発想によるマネジメント手法、学外者の参画による運営システム、情報公開の徹底・第三者評価等が導入され、弾力的・効率的で透明性の高い運営を目指すこととされている。

（参考：地方独立行政法人について）

「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるために地方公共団体が設立する法人であり、目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等を制度の柱としたものである。

（文部科学省 HP より）

(2) 公立大学法人愛媛県立医療技術大学の概要

① 法人名

公立大学法人愛媛県立医療技術大学

② 設立趣旨

愛媛県における保健医療従事者の育成の拠点として、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな人間性と倫理観によって培われた広範な視野と深い人間理解の下に、高度の専門的な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として、教育及び研究を推進し、その成果を社会に還元することにより、地域社会における保健、医療及び福祉の向上に寄与する。

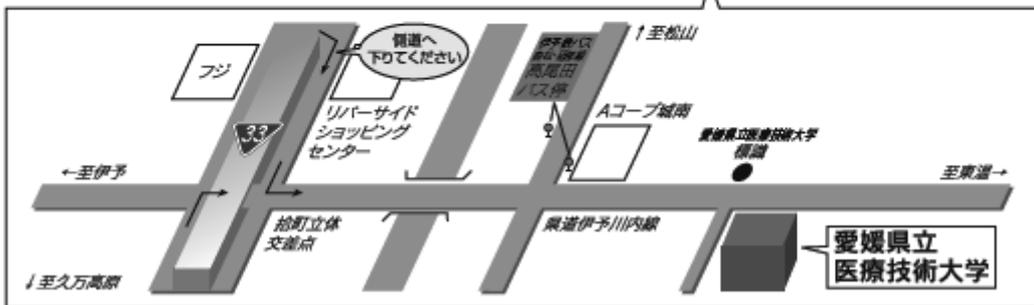
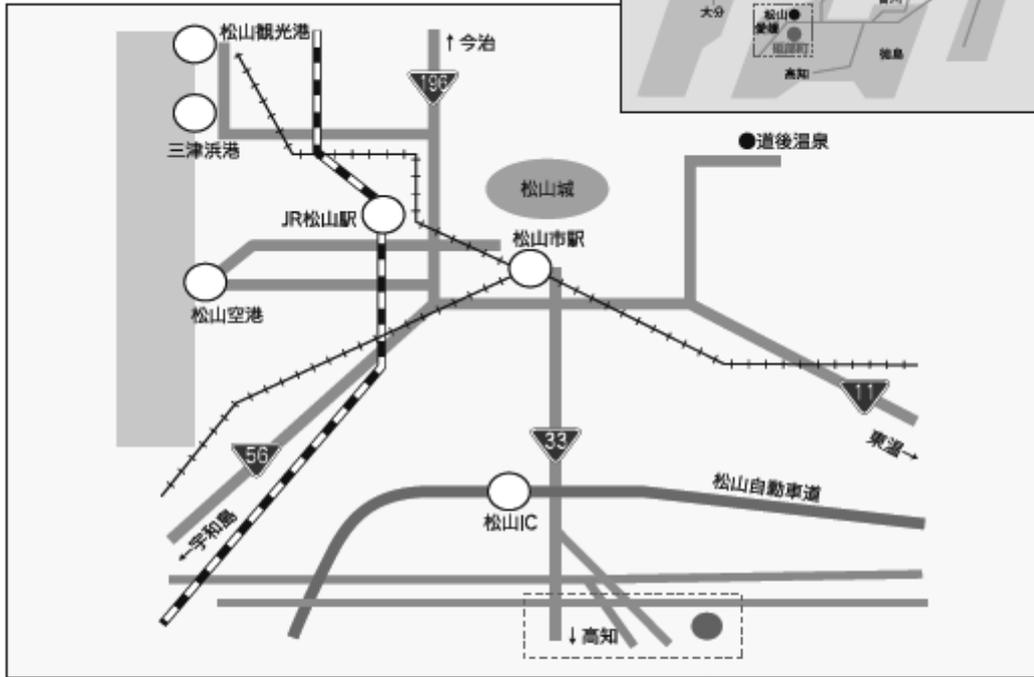
③ 設立年月日

平成22年4月1日

④ 所在地

愛媛県伊予郡砥部町高尾田 543 番地

ACCESS MAP アクセスマップ



⑤ 設置する大学

- ・ 名称 愛媛県立医療技術大学
- ・ 沿革
 - 昭和 62 年 12 月 愛媛県立医療技術短期大学認可
 - 昭和 63 年 4 月 愛媛県立医療技術短期大学開学
(第一看護学科・第二看護学科・臨床検査学科)
 - 平成 3 年 4 月 愛媛県立医療技術短期大学専攻科開設
(地域看護学専攻・助産学専攻)
 - 平成 15 年 11 月 愛媛県立医療技術大学(4年制)設置認可
 - 平成 16 年 4 月 愛媛県立医療技術大学開学
(保健科学部 看護学科・臨床検査学科)
 - 平成 22 年 4 月 公立大学法人化
 - 平成 24 年 4 月 愛媛県立医療技術大学助産学専攻科開設
 - 平成 25 年 12 月 愛媛県立医療技術大学大学院設置認可
 - 平成 26 年 4 月 愛媛県立医療技術大学大学院開設

(保健医療学研究科 看護学専攻・医療技術科学専攻
(ともに修士課程))

・学部等の構成

(学部) 保健科学部 (看護学科、臨床検査学科)
(専攻科) 助産学専攻科
(大学院) 保健医療学研究科 (看護学専攻、医療技術科学専攻) (平成 26 年
4 月開設)

・学生数 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

区分	学部/ 研究科	学科/専攻	収容定員	入学定員	学生数
大学	保健科学部	看護学科	300	75	266 *1
		臨床検査学科	100	25	89 *1
	助産学専攻科	15	15	10 *2	
合計			415	115	365

*1 平成 25 年度から入学定員増を実施。定員増が完成するのは同年度入学生が 4 年生となる平成 28 年度となるため、学則上の収容定員と実際の学生数が乖離している。

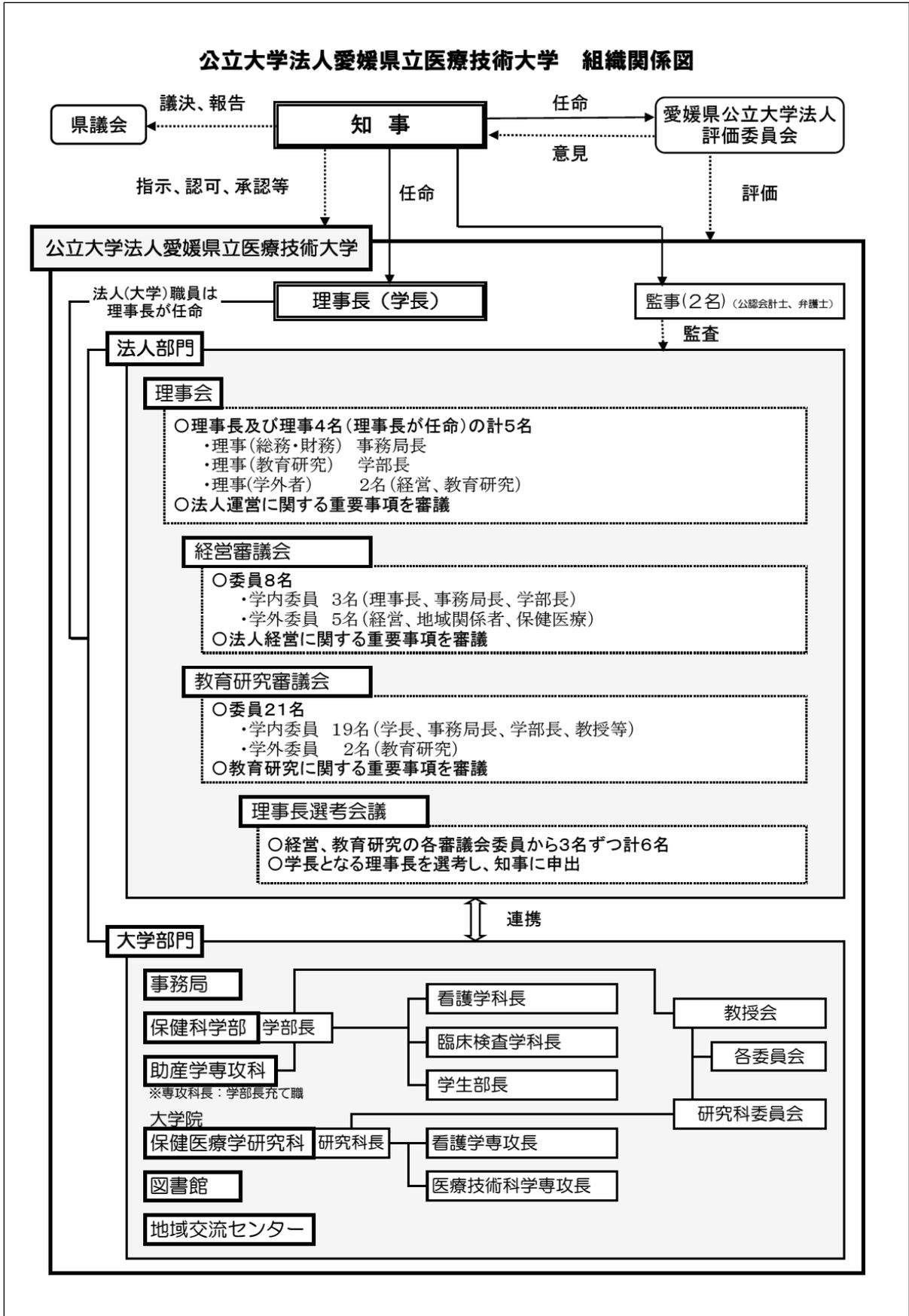
*2 平成 24 年度開設。学部の助産学教育課程 (平成 23 年度入学生まで) が残る平成 26 年度まで、暫定的に募集人員が 10 名とされているため、収容定員と学生数が乖離している。

なお、平成 26 年 4 月に開設された大学院の専攻・定員数は以下のとおりである。

(単位:人)

区分	学部/ 研究科	学科/専攻	収容定員	入学定員
大学院	保健医療学 研究科	看護学専攻	10	5
		医療技術科学専攻	6	3
合計			16	8

⑥ 組織図



⑦ 役員の状況（平成25年4月1日現在）（敬称略）

	氏名	役職等	任期
理事長	井出 利憲	学長	平成22年4月～平成26年3月
理事	高岡 亮	事務局長	平成24年4月～平成26年3月
理事	宮内 清子	保健科学部長	平成24年4月～平成26年3月
理事（非常勤）	稲葉 隆一	愛媛経済同友会特別幹事	平成24年4月～平成26年3月
理事（非常勤）	三木 吉治	愛媛大学元学長	平成24年4月～平成26年3月
監事（非常勤）	丸木 公介	公認会計士	平成24年4月～平成26年3月
監事（非常勤）	武田 秀治	弁護士	平成24年4月～平成26年3月

役員の定数は理事長1人、理事4人以内及び監事2人であり、副理事長は置かないものとしている（定款第8条）。

なお、公立大学法人化以降の役員の推移は以下のとおりである。（敬称略）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
理事長	井出 利憲	井出 利憲	井出 利憲	井出 利憲	橋本 公二
理事	森 憲宣	森 憲宣	高岡 亮	高岡 亮	門田 公一
理事	宮内 清子				
理事（非常勤）	稲葉 隆一				
理事（非常勤）	三木 吉治				
監事（非常勤）	丸木 公介				
監事（非常勤）	武田 秀治				

⑧ 教職員数（平成25年4月1日現在）

教員57名、事務局職員13名

(3) 財務情報

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の要約財務情報は以下のとおりである。なお、当大学法人は「地方独立行政法人会計基準」を適用して財務諸表を作成している。

① 貸借対照表（平成 26 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

有形固定資産	1,502		固定負債	363	
建物	1,115	*1	資産見返負債	353	*3
構築物	5		長期リース債務	10	
工具器具備品	94	*2	流動負債	167	
図書	289	*2	運営費交付金債務	12	
			寄附金債務	2	
無形固定資産	3		前受受託研究費等	1	
ソフトウェア	3		未払金	115	
その他	0		リース債務	13	
流動資産	354		未払費用	12	
現金及び預金	345		預り科学研究費補助金	6	
未収入金	6		預り金	5	
その他	2		資本金	1,285	*4
			資本剰余金	△156	*5
			利益剰余金	199	
資産合計	1,859		負債純資産合計	1,859	

※端数処理により、計が合わない場合がある。

※「0」には、四捨五入処理により「0」となる 50 万円未満の数値を含む。

- *1 平成 22 年 4 月の公立大学法人化に伴い愛媛県より現物出資を受けた大学建物を含む。なお、大学の土地については、平成 25 年度末現在、愛媛県より無償貸付されている。
- *2 平成 22 年 4 月の公立大学法人化に伴い愛媛県より無償譲与を受けた図書及び工具器具備品を含む。
- *3 資産見返負債は、固定資産を特定の財源によって取得した場合にその財源別に負債計上するものであり、地方独立行政法人会計特有の勘定である。
- *4 *1 により現物出資を受けた建物の価額が資本金に計上されている。
- *5 うち、△189 百万円が現物出資により取得した建物等に係る損益外減価償却累計額、34 百万円が利益剰余金に計上されていた目的積立金の使途に沿った資産の取得に伴う資本剰余金への振替による増加額である。

② 損益計算書

(単位:百万円)

	収支計画	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
費用の部	5,154	877	791	870	888
経常費用	5,154	845	791	870	888
業務費	4,574	782	710	788	787
教育研究費	281	69	97	101	87
受託研究費等	6	1	2	0	1
寄附金経費	27	0	0	0	0
役員人件費	91	38	39	39	43
教員人件費	3,384	561	465	537	544
職員人件費	785	113	106	111	113
一般管理費	564	49	63	61	76
財務費用	-	1	1	1	0
雑損	-	0	0	0	0
減価償却費	16	14	17	20	24
臨時損失	-	32	0	0	0
収益の部	5,154	895	917	901	946
経常収益	5,154	862	917	901	946
運営費交付金収益	3,785	631	680	645	678
授業料収益	1,072	183	184	184	192
入学料収益	183	32	29	36	40
検定料収益	48	8	8	7	13
受託研究等収益等	33	1	2	0	1
寄附金収益	0	1	2	2	2
補助金等収益	0	0	0	2	0
雑益	17	2	4	6	9
資産見返負債戻入	16	5	7	20	11
臨時利益	-	32	0	0	0
純利益	-	17	126	31	58
目的積立金取崩額	-	0	0	14	0
総利益	-	17	126	45	58

*1

(収支計画は「中期計画」、実績は各年度「財務諸表」より)

※端数処理により、計が合わない場合がある。

※「0」には、四捨五入処理により「0」となる 50 万円未満の数値を含む。

(参考：中期計画について)

「中期計画」とは、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するために地方独立行政法人が作成する計画である（設立団体の長の認可が必要）。また「中期目標」は、設立団体の長が定める当該地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標で、設立団体の長が当該法人に指示するものである。

公立大学法人については、中期目標の期間は「6年間」と定められており、公立大学法人愛媛県立医療技術大学の場合、平成22年4月に法人化したため、中期目標及び中期計画の期間は平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間である。

*1 運営費交付金収益について

損益計算書の経常収益の大部分を占めているのは愛媛県からの運営費交付金を財源とする運営費交付金収益である。

運営費交付金収益の経常収益に占める割合（運営費交付金依存度）は以下のとおりである。なお、会計制度の違いから、運営費交付金収入＝運営費交付金収益ではないが、運営費交付金依存度合を簡便に算定する方法として、運営費交付金収益の経常収益に占める割合を使用している。

(単位：千円)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
運営費交付金収益	630,858	680,126	644,623	678,157
経常収益	862,620	916,882	900,671	946,009
運営費交付金依存度	73.1%	74.2%	71.6%	71.7%

上記のように、当大学法人の運営費交付金依存度は概ね70%台で推移している。

参考までに、同規模の看護系大学を設置する公立大学法人の平成25年度の運営費交付金依存度は以下のとおりである。

(単位：千円)

	当大学法人	公立大学法人 岐阜県立 看護大学	公立大学法人 三重県立 看護大学	公立大学法人 大分県立 看護科学大学
運営費交付金収益	678,157	600,081	676,761	576,934
経常収益	946,009	869,234	966,487	898,029
運営費交付金依存度	71.7%	69.0%	70.0%	64.2%

他の公立大学法人の運営費交付金依存度もおよそ70%前後であり、必ずしも当大学法人の運営費交付金依存度が突出している状況ではない。しかしながら、県の財政状況が厳し

い中、より効率的かつ効果的な大学運営を図っていくためにも、財源の多様化、とりわけ外部資金の獲得が重要となる。

(外部資金について)

外部資金の獲得手段としては、①文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金等の補助金、②民間等との共同研究、③受託事業費、④受託研究等、⑤寄附金、等がある。

当大学の外部資金の推移は以下のとおりである。なお、後述する他の公立大学法人との比較のため、公表されている財務諸表から読み取り可能な範囲で外部資金の状況をまとめている。ここで算出している外部資金の合計や外部資金比率は、一応の目安として算出していることに留意されたい。

(単位:千円)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
科学研究費補助金 (*1)	4,001	9,997	19,240	22,009	*(ア)
共同研究	0	2,000	0	1,000	
受託事業 (*2)	749	2,240	0	590	
寄附金 (*3)	4,527	2,494	6,224	2,538	
外部資金合計 (①)	9,277	16,731	25,464	26,137	
経常収益 (②)	862,620	916,882	900,671	946,009	
外部資金比率(①/②)	1.1%	1.8%	2.8%	2.8%	*(イ)

(注) 外部資金はいずれも当期受入額であり、損益計算書の数値とは一致しない。

(*1) 科学研究費補助金は直接経費及び間接経費を足したものの。なお、直接経費は研究者に交付され、大学法人の収入とはならない。

(*2) 受託事業には、設立団体（地方独立行政法人を設立させた地方公共団体等）からの委託料が含まれる場合がある。

(*3) 寄附金には、科学研究費補助金の直接経費により取得した固定資産の現物寄附が含まれる。

* (ア) 科学研究費補助金について

科学研究費補助金は人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピア・レビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対して助成を受けるものである（文部科学省 HP より）。

科学研究費補助金は平成 25 年度では外部資金の大部分を占めており、現状において主要な外部資金獲得手段となっている。科学研究費補助金については「中期計画」において、①教員の申請率、②採択件数、について数値目標を定めている。これらについては下表のとおり、概ね達成されている状況である。

	中期計画	平成 25 年度実績
申請率	80%以上（最終年度までに）	69.4%（分担者含む）
採択件数	新規・継続併せて 6 年間で 40 件	39 件（平成 25 年度累計）
	毎年度新規採択 3～5 件	新規採択 5 件

*(イ) 外部資金比率について

外部資金比率（外部資金の経常収益に対する比率）は 2%台で推移している。
参考までに、同規模の看護系大学を設置する公立大学法人の平成 25 年度の外部資金及び外部資金比率は以下のとおりである。

（単位：千円）

	当大学法人	公立大学法人 岐阜県立 看護大学	公立大学法人 三重県立 看護大学	公立大学法人 大分県立 看護科学大学
科学研究費補助金(*1)	22,009	14,791	19,308	22,184
共同研究	1,000	0	0	0
受託事業(*2)	590	0	4,747	3,271
受託研究等	0	0	0	47,100
寄附金(*3)	2,538	1,051	1,523	5,592
外部資金合計 (①)	26,137	15,842	25,578	78,147
経常収益 (②)	946,009	869,234	966,487	898,029
外部資金比率(①/②)	2.8%	1.8%	2.7%	8.7%

(注) 外部資金はいずれも当期受入額であり、損益計算書の数値とは一致しない。

(*1) 科学研究費補助金は直接経費及び間接経費を足したものの。なお、直接経費は研究者に交付され、大学法人の収入とはならない。

(*2) 受託事業には、設立団体（地方独立行政法人を設立させた地方公共団体等）からの委託料が含まれる場合がある。

(*3) 寄附金には、科学研究費補助金の直接経費により取得した固定資産の現物寄附が含まれる。

（意見）外部資金獲得について

上記のとおり、他大学法人の外部資金比率も大半は 2%前後で推移しており、当大学法人が突出して比率が低いという状況ではない。他方、受託研究等の獲得により外部資金を大幅に獲得している大学法人も中にはあり、当大学法人においてもまだ外部資金を獲得する余地はあると考えられる。

より一層の外部資金獲得を支援する体制づくり・外部資金獲得を促進する評価体制を進めるべきであると考えられる。

(4) 固定資産管理について

①有形固定資産残高

当大学法人の有形固定資産残高（取得原価）は以下のとおりである。

（単位：百万円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
建物	1,285	1,285	1,288	1,303
構築物	5	5	7	7
工具器具備品	55	88	97	152
図書	288	291	283	289

②現物確認

1. 償却性資産

当大学法人には、物品の管理についての規程として「公立大学法人愛媛県立医療技術大学物品管理規程」（平成 22 年規程第 63 号）を定めている。同規程では下記のように取得価額及び使用予定年数により物品を分類しており、「資産」に分類されたものが会計上資産計上される（*1、*2 参照）。

規程上の分類	規程上の定義	台帳整備		会計処理	
		規程上	実際		
資産	取得価額が 50 万円以上の物品かつ使用予定が 1 年以上	要	○	資産計上	*1
備品	取得価額が 10 万円以上 50 万円未満の物品かつ使用予定が 1 年以上	要	×	費用処理	*2
消耗品	取得価額が 10 万円未満の物品もしくは使用予定が 1 年未満	不要	—	費用処理	

*1 50 万円以上の物品（資産）については会計上貸借対照表上に資産計上されることもあり、台帳整備は適切になされていることを確認した。

*2 会計上、1 個または 1 組の金額が一定金額以下で重要性の乏しい償却資産については貸借対照表に計上しない取扱いが認められており（『「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A』 Q9-1）、当大学法人においても備品は費用処理を行っている。

（指摘）資産管理について

「公立大学法人愛媛県立医療技術大学物品管理規程」第 9 条において、資産及び備品を取得した場合は、備品シールを貼付しなければならない旨が定められている。

このうち、「資産」については台帳が適切に整備されており、資産の現物に資産番号の記載されたシールが貼付されていることを確認した。一方、「備品」については台帳が整備されておらず、備品の現物に備品シールが貼付されていない状態であった。このため、備品については物品管理規程との間に乖離が生じている状況である。

一般に公立大学においては法人化に伴い、地方公共団体の会計規則等の適用は受けないことになり、新しい概念として固定資産と棚卸資産の考え方が導入された。固定資産の管理とは単に台帳を整備するという事ではない。固定資産の管理は「管理帳簿を整備し、常時、固定資産の出納及び保管状況を把握することにより、教育・研究に有効な資産活用に努めること」であるはずである。すなわち、事務のみならず、貸付や処分について包括的な意思決定も含まれた概念で管理を捉えることと理解しなければならない。

大学法人が「モノ」を取得した場合には、まず費用なのか資産なのかを判断する必要がある。さらに会計処理上、資産として処理する場合には、それが流動資産なのか固定資産なのかを判断する必要がある。固定資産に区分された場合は当然管理を行う必要があるが、会計上は重要性の観点から費用処理する場合であっても、資産管理の観点から大学で設けた金額等の基準に基づいて備品として「モノ」の管理を行う必要があり、その場合には固定資産に準じた管理がなされることとなる。

上記表の*2 のとおり、当大学法人の会計処理上、備品は費用処理されており、台帳の残高と決算書の数値は直接リンクしないものの、会計処理と物品の管理は分けて考える必要があり、適切な管理を行わなければならない。

当大学法人においては、10万円以上50万円未満の備品は現在300件程度あるということであり、現行の物品管理規程に基づけばこれらの備品を台帳に登録して備品シールを貼付すべきである。仮にこれが実務上過大な負担となるということであれば、例えば、管理対象金額を実務上実施可能な範囲に絞るなど現実的に対応可能な管理方法を策定することも考えられる。いずれにせよ、規程と現実の管理を一致させ、適切な物品管理を行うべきである。

一方、これとは別に、情報セキュリティの観点からパソコン等の情報電子機器については、上記規程に係らず全件物品管理の対象とするなど、適切な物品管理を行うことが必要である。

2. 図書

当大学法人の貸借対照表上において有形固定資産に計上されている図書は以下のとおりである。

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
図書(期首残高)	284	289	291	283
(当期増加額)	6	5	6	5
(当期減少額)	△1	△3	△13	0
図書(期末残高)	289	291	283	289

※端数処理により、差引きが合わない場合がある。

図書は会計上、取得価額をもって貸借対照表価額とし、除却する際に費用として認識する。また、使用期間中における減価償却は行わない(地方独立行政法人会計基準第38、地方独立行政法人会計基準注解注35)。

このように、図書は一度購入や寄附により固定資産に計上されると除却処理を行わない限り取得価額のまま貸借対照表に計上されるため、現物管理(蔵書点検)が特に重要となる。

(蔵書点検について)

当大学法人は、「公立大学法人愛媛県立医療技術大学図書管理規程」(平成22年規程第66号)第11条において、「原則として、年1回蔵書点検を行うものとする」旨を定めている。

同規定に従い、当大学法人は例年3月20日から3月31日までを蔵書点検期間として蔵書点検を実施している。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
あるべき冊数	74,335	74,936	72,540	73,518
点検した冊数	74,333	74,934	72,537	73,512
差引(累計)	△2	△2	△3	△6

大学作成資料『蔵書統計(累計)』より

(一) 図書の蔵書管理について

当大学法人はおよそ7万冊の蔵書を有しているが、あるべき冊数と棚卸により点検した冊数との差異は毎年数冊程度に留まっており、差異は非常に少ないものとなっている。

これは、図書の返却期限を約1週間過ぎると返却の督促を積極的に行うことにより返却漏れを防ぐ努力をしていること、蔵書をバーコード管理にして図書館入口にセキュリティゲートを設置することにより貸出手続を経ない持ち出しを防止していること、等の工夫に

よるものであるが、図書の借り手である学生・教職員・学外利用者の意識の高さによることも大きいと考えられる。

図書が期限内に返却され、あるべき図書があるという状況であれば、図書の回転率が高まり、ひいては大学全体の専門的知識の向上が図られることになる。今後もこの状態が続くよう期待するものである。

(5) 就職者の状況

卒業生（就職者）の県内就職率及び県内出身率は以下のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
県内就職率	51.2%	45.0%	50.0%	48.9%	*1
県内出身率	62.2%	55.0%	60.7%	55.7%	*2

(意見) 県内就職率について

「中期計画」において卒業生の県内就職者割合について 50%を確保する目標が掲げられているが、この目標については概ね達成できていると考えられる（*1 参照）。また、県内就職率を確保する方法として、県内出身率を増やすことが重要と考えられるが、これについても 50%後半～60%前半で推移しており、一定の成果が認められる（*2 参照）。

参考までに、他県の法人化している公立看護系大学（首都圏・関西圏除く）の県内就職率は下記のとおりである。

(参考) 他県の法人化している公立看護系大学の県内就職率（平成 25 年度）

	三重県立 看護大学	大分県立 看護科学大学	新潟県立 看護大学	当大学	
就職者の県内就職率	53.3%	52.1%	53.3%	53.4%	*3

※各大学の県内就職率は各大学法人の平成 25 年度業務実績に関する評価結果より。

※いずれの大学も看護学科のみ設置されているため、当大学の県内就職率も看護学科のみの就職率を記載している。

他県の看護系大学においても県内就職率はおおよそ 50%台前半で推移しており（*3 参照）、当大学においても、今後も目標である 50%を確保することを期待するものである。

当大学において、いずれの年度においても県内出身率を県内就職率が下回っている状況が続いている（*1、*2 参照）。これは、結果として県内の若い人材が県外に流出していることを意味するものである。就職先の決定は最終的には学生本人の意思によるものではなく、いったん県外の大きな病院で経験を積み、また県内へ戻ってくるという就職者が一定数存在するという事情等も考えられるが、県の医療の発展と地域社会の貢献のためにも、県内就職者の確保と質の低下をもたらさない形での県内出身学生の確保の双方の取組が引き続き重要であると考えられる。

(6) 大学法人のガバナンスについて

当大学法人では、重要事項の審議機関として、理事会の他に経営審議会及び教育研究審議会を設置している。設置目的等は定款第 13 条から 26 条において下表のように定められている。

各審議機関の概要は以下のとおりである。

	理事会	経営審議会	教育研究審議会
設置目的	法人の運営に関する重要事項の審議	法人の経営に関する重要事項の審議	大学の教育研究に関する重要事項の審議
構成員	理事長、理事 (理事長は学長)	① 理事長 ② 理事長が指名する理事 ③ 理事長が指名する職員 ④ 学外者 学外者の数は委員総数の 1/2 以上	(1) 学長 (2) 学長が指名する理事 (3) 教育研究上の重要な組織の長のうち、学長が指名する者 (4) 学長が指名する法人の職員 (5) 大学に関し、広くかつ高い識見を有する学外者のうちから、学長が任命する者
定足数	過半数の出席	過半数の出席	過半数の出席
任期	理事：6 年、監事：2 年 (再任あり)	2 年 (再任あり)	2 年 (再任あり)

当大学法人における理事会、経営審議会及び教育研究審議会の構成員は以下のとおりである。

	理事会	経営審議会	教育研究審議会
理事長	学長	○	①
理事 (総務・財務担当)	事務局長	○	②
理事 (教育研究・地域貢献担当)	学部長	○	③(*1)
理事【非常勤】(経営担当)		○	
理事【非常勤】(教育研究担当)		○	
監事【非常勤】		○	
監事【非常勤】		○	
理事長が指名する職員			(*1)
学長が指名する職員 (14 名)			(4)
学外者			④
構成人数		8 人以内	21 人以内

(意見) 経営審議会の構成メンバーについて(*1)

経営審議会の構成員については定款において下記のとおり定めている。

定款 第17条

経営審議会は、8人以内で組織し、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する理事
- (3) 理事長が指名する職員
- (4) 大学に関し、広くかつ高い識見のある学外者のうちから、理事長が任命する者

このうち、「(3)理事長が指名する職員」に相当する者として、現状では「学部長を兼任している理事」が選任されている(上記表③参照)。この点については、定款で定めている「理事長が指名する職員」が「理事を兼任している」職員についても適用されるか否かについては明確な定めがなく、一律にこれを不相当とすることはできない。しかしながら、大学のガバナンスという観点からは、理事ではない職員を経営審議会の構成員とすることにより、教育現場の意見を吸い上げるというボトムアップの視点を取り入れることが可能となり、ひいては適切な法人経営に資すると考えられる。このため、経営審議会の構成メンバーについては今一度見直されることを期待する。

10. 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

(1) 事業団の概要

県立の社会福祉施設を受託運営するため、昭和 47 年に愛媛県によって設立され、公設民営のメリットを活かし、県内の社会福祉施設の先駆的・指導的役割を果たしてきた。

平成 18 年 4 月から障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す障害者自立支援法が施行され、身体障害者及び知的障害者福祉施設 6 施設を県から譲渡を受け、同時に、愛媛県身体障害者福祉センター等 4 県立施設についても指定管理者として指定を受けるなど、独立採算制による自立的経営を行う社会福祉法人として、現在 10 施設を運営している。

(2) 施設一覧

施設名	施設種別	所在地	定員	
事務局	-	松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号	-	
直 営 施 設	しげのぶ清流園	障害者支援施設 障害福祉サービス 事業所	東温市田窪 2119 番地 1	入所 40 人 日中活動 60 人
	しげのぶ清愛園	障害者支援施設 障害福祉サービス 事業所	東温市田窪 2119 番地 1	入所 40 人 日中活動 70 人
	えひめ障害者支援施設 道後ゆう	障害者支援施設	松山市道後今市 1 番 2 号	入所 40 人 日中活動 70 人
	どうご清友寮	障害福祉サービス 事業所	松山市道後今市 1 番 7 号	入所 20 人
	ほほえみ工房ぱれっと道後	障害福祉サービス 事業所	松山市道後町 2 丁目 12 番 10 号	通所 40 人
	福祉工房いだい清風園	障害者支援施設	松山市下伊台町 1048 番地 2	入所 50 人 日中活動 55 人
	愛媛県社会福祉事業団 特定相談支援事業所 (ほほえみ特定相談支	特定相談支援事業 所	東温市田窪 2119 番地 1 (しげのぶ清愛園内)	-

	援事業所)			
指 定 管 理 施 設 等	愛媛母子生活支援センター	母子生活支援施設	松山市道後今市 12 番 30 号	入所 20 世帯
	県身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター(A型)	松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号	-
	障害者更生センター(道後友輪荘)	障害者更生センター	松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号	宿泊 60 人
	視聴覚福祉センター	視聴覚障害者情報提供施設	松山市本町 6 丁目 11 番 5 号	入所 10 人
	えひめ障害者就業・生活支援センター	-	松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号	-
	愛媛県障害者スポーツ協会事務局	-	松山市道後町 2 丁目 12 番 11 号	-

(3) 財務情報

平成 25 年度の事業団の財務情報は以下の通りである。なお、事業団は現行の社会福祉法人会計基準を適用しており、新会計基準は平成 27 年度より採用することとしている。

① 資金収支計算書

単位：円

区 分		法人全体
収 入	自立支援費等収入	931,949,707
	委託料収入	270,158,955
	使用料収入	69,711,876
	補助事業等収入	2,389,670
	その他の事業収入	1,011,365
	経常経費補助金収入	7,787,000
	受取利息配当金収入	10,005,510
	雑収入	1,619,847
	就労支援事業収入	46,845,901
	施設整備等補助金収入	38,486,450
	施設整備等寄付金収入	960,000
	繰入金収入(事務局運営費)	39,698,993
設備等整備積立預金取崩収入	1,250,000	

計①		1,421,875,274
支 出	人件費支出	835,981,230
	事務費支出	129,500,903
	事業費支出	214,696,641
	固定資産取得支出	29,972,784
	就労支援事業支出	45,467,848
	繰入金支出(事務局運営費)	38,136,143
計②		1,293,755,549
収支差額③(①-②)		128,119,725
積立 支出	施設整備等積立預金等④	100,446,000
当期資金収支差額⑤(③-④)		27,673,725
前期末支払資金残高⑥		735,902,112
当期末支払資金残高⑦(⑤+⑥)		763,575,837

② 事業活動収支計算書

単位：円

科目		法人全体	直営施設及び 指定管理施設	単年度事業	施設整備 費等積立 金
収 入	自立支援費等収入	931,949,707	931,949,707	0	0
	委託料収入	270,158,955	229,535,935	40,623,020	0
	使用料収入	69,711,876	69,711,876	0	0
	補助事業等収入	2,389,670	2,389,670	0	0
	その他の事業収入	1,011,365	1,011,365	0	0
	経常経費補助金収入	7,787,000	0	7,787,000	0
	受取利息配当金収入	10,005,510	6,135,525	2,122	3,867,863
	雑収入	1,619,847	1,454,847	165,000	0
	就労支援事業収入	46,845,901	46,845,901	0	0
	施設整備等補助金収入	38,486,450	38,486,450	0	0
	施設整備等寄付金収入	960,000		960,000	0
	繰入金収入(事務局運営費 等)	39,698,993	39,698,993	0	0
	退職給与引当金戻入	972,000	972,000	0	0
	国庫補助金等特別積立金取 崩額	99,701,436	99,701,436	0	0
設備等整備積立金取崩収入	1,250,000	1,250,000	0	0	

計①		1,522,548,710	1,469,143,705	49,537,142	3,867,863
支出	人件費支出	835,981,230	811,483,075	24,498,155	0
	事務費支出	129,500,903	129,191,034	309,869	0
	事業費支出	214,696,641	190,927,523	23,769,118	0
	就労支援事業支出	45,676,014	45,676,014	0	0
	繰入金支出（事務局運営費等）	38,136,143	38,136,143	0	0
	国庫補助金等特別積立金積立額	16,729,700	15,769,700	960,000	0
	固定資産処分損	765,277	765,277	0	0
	退職給与引当金繰入	1,681,650	1,681,650	0	0
	減価償却費	101,048,371	101,048,371	0	0
計②		1,384,215,929	1,334,678,787	49,537,142	0
収支差額③（①－②）		138,332,781	134,464,918	0	3,867,863
積立支出	施設整備等積立金等④	100,446,000	100,446,000	0	0
当期活動収支差額⑤（③－④）		37,886,781	34,018,918	0	3,867,863
前期末繰越活動収支差額⑥		488,522,879	464,593,983	0	23,928,896
次期繰越活動収支差額⑦（⑤＋⑥）		526,409,660	498,612,901	0	27,796,759

③貸借対照表

貸借対照表（法人全体）

単位：円

資産の部		負債の部	
科目	残高	科目	残高
流動資産	1,057,994,466	流動負債	54,230,258
現金預金	901,821,470	未払金	48,870,440
未収金	155,321,158	預り金	5,359,818
商品・製品	188,371	固定負債	67,496,985
前払金	663,467	退職給与引当金	67,496,985
		負債の部合計	121,727,243
固定資産	3,890,747,392	純資産の部	
基本財産	2,766,143,351	基本金	10,000,000
その他固定資産	1,124,604,041	国庫補助金等特別積立金	3,478,254,729
		その他の積立金	812,350,226

		次期繰越活動収支差額	526,409,660
		純資産の部合計	4,827,014,615
資産の部合計	4,948,741,858	負債及び純資産の部合計	4,948,741,858

(指摘) 賞与引当金の計上について

社会福祉法人会計基準 第29条（その他引当て）には、「前条に規定するもののほか、引当金として計上すべきものがある場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の事業活動収支計算書における支出として繰入れ、その残高を負債の部に内容を示す名称を付した引当金の科目をもって計上するものとする。（注11）」とある。

（注11）は、「（注11）その他の引当てについて 会計基準第29条に規定する引当金とは、将来において事業活動収支計算の支出に計上されるもので、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができるものをいう。これに該当する引当金としては、例えば、職員に対する賞与引当金、定期的に行われる点検、修理に対する修繕引当金等があげられる。」と規定されている。

現在、事業団の貸借対照表には、重要性を勘案して、賞与引当金は計上されていない。基準にも「重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらない他の簡便な方法によることも、複式簿記の原則に従った処理として認められる。」とあり、「引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。」という規定があるのは承知している。平成25年度の夏季賞与（期末手当及び勤勉手当）の支給額は、57,572,872円-①である。支給算定期間は、12月～5月であるから、平成24年度の貸借対照表に計上すべき賞与引当金金額の概算額は、①÷6か月×4か月（12月～3月分）＝38,381,914円となる。平成25年度末の貸借対照表の負債の部合計金額が121,727千円であることを考慮すれば、約40,000千円の賞与引当金は金額的にみて重要性がないとは言い難い。

平成27年度より強制適用となる、新しい社会福祉法人会計基準においても「職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。」とある。ただし、「引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。」とあるが、上述の通り、金額的重要性があると判断し、今後の決算においては、計上すべきである。

(指摘) 棚卸資産の評価方法における経理規程と貸借対照表注記の整合性について

事業団の経理規程において、第6章 資産・負債の管理（棚卸資産の評価及び管理）第39条3項「会計年度末の棚卸資産は、最終仕入原価法により評価する。」とある。しかし、平成25年度の貸借対照表の注記において、商品・製品の評価方法として、売価還元法と記載されており、整合していない。

現状、売価還元法で評価しているのであれば、経理規程を改定すべきである。

(4) 施設ごとの利用定員と利用者数

平成 25 年度の事業団運営施設の利用定員と利用者数は以下の通りである。

施設名	サービス	定員	利用者 (H25 月平均)	利用率
しげのぶ清流園	生活介護	60	51.6	86%
	施設入所支援	40	41.7	104%
	短期入所	5	-	-
しげのぶ清愛園	生活介護	34	37	109%
	自立訓練	6	2.6	43%
	就労移行支援	10	6.3	63%
	就労継続支援（B型）	20	22.1	111%
	施設入所支援	40	41	103%
	短期入所	5	-	-
えひめ障害者支援施設道後 ゆう	就労移行支援	20	10.8	54%
	生活介護	25	33.1	132%
	自立訓練	25	15.8	63%
	施設入所支援	40	37.2	93%
ほほえみ工房ぱれっと道後	就労継続支援（B型）	40	38.4	96%
どうご清友寮	宿泊型自立訓練	20	19.8	99%
	共同生活援助・介護	28	28	100%
福祉工房いだい清風園	生活介護	40	37.7	94%
	就労継続支援（B型）	20	15.5	78%
	施設入所支援	50	45.2	90%

※短期入所施設は、保護者等のニーズに応じて一時預かりを行うため、入所数は報告を求めている。

(指摘) 事業団運営施設の入所希望(待機)者について

平成26年10月時点における入所希望(待機)者は、次のとおりである。

- ・しげのぶ清流園：91名
- ・しげのぶ清愛園：52名
- ・道後ゆう：36名
- ・いだい清風園：27名

また、過去の入所希望者推移は下表の通りである。

	しげのぶ清流園	しげのぶ清愛園	道後ゆう	いだい清風園
20年度末	24	11	4	0
21年度末	28	16	8	1
22年度末	80	19	31	13
23年度末	78	25	17	10
24年度末	88	33	19	21
25年度末	91	48	28	32

障害福祉課によれば、県は、地域生活への移行・施設入所者数の減少を目標としており、基本的に定員が増加するような施設新規整備は、行わない方針である。また、現状、事業団の上記4施設の定員は国の施設基準を満たすよう設定されているため、待機者を追加で受け入れることは困難である。

さらに、事業団以外の民間事業者運営施設については、以下のとおりの調査結果となっている。

平成25年10月末 47施設に調査 待機者数 2,118人

平成26年10月末 47施設に調査 待機者数 2,455人

待機者のカウントは、1人の入所希望者が複数の施設に入所申し込みを行った場合、待機人数としては、複数分カウントするため、実質的に待機している方は、上記の数字よりも少なくはなる可能性はあるが、それでも相当数の待機者がいることは間違いない。

県は、国の方針に従い、平成24年度～26年度の3カ年の「第3期愛媛県障害福祉計画」を策定している。主な数値目標として、平成26年度末までに、平成17年10月1日の障害福祉施設入所者数を基準として、24.7%の障害者が地域生活に移行し、平成26年度末時点で12.6%の施設入所者の減少を図るとされている。実際、県は、目標に沿うよう計画を進めており、定員が増加するような施設新規整備は、平成25年度においては、定員7名の1施設のみである。

しかしそれでは、今現在サービスの提供を待っている待機者への対策はどうするのか？居住系サービスの提供が難しければ、日中活動系・訪問系サービスを充実させること、相

談支援の強化、地域生活移行者のアフターケアの充実をグループホームの整備も含めていくしかないのだろう。

県は、上記の通り、実質的に何名の方が待機しているか把握していない。今後の方針を策定するにおいても、現在施設に入所しているが他施設の入所を希望している方、複数施設に申し込みを出している方、どの施設にも入所していない方など、人数の把握に手間がかかると思定されるが、実質人数をつかむ必要があるのではないか。実態を調査したうえで、その待機の状況を調査して説明するだけでも待機関係者に少しは安心感を与えることができるものと思われる。なお、当報告書のドラフト提出後に、実態調査を行ったとのことであるが、今後も継続して、待機者の実質人数の把握に努めていただきたい。

また、そもそも論にはなるが、現在相当数の待機者がいるにもかかわらず、地域生活への移行・施設入所者数の減少の目標を設定していること自体理解に苦しむ。県は国の方針に沿った目標を立てたのだろうが、国の方針はあくまでもそれらが可能となる環境を整えたうえでの目標ではないかと思われる。それにもかかわらず、相当数の待機者がいるという現実を無視して単に数字だけを追うことが、果たして障害者の方々の立場を考えた県政と言えるのであろうか。これは「愛媛の未来づくりプラン」の施策 22 に掲げられている『障害者が安心して暮らせる共生社会づくり』に沿ったものとは思えない。その目標を達成するために、待機者が増えるのならば、本末転倒としか言えない。待機者が増加している現実を見つめなおし、これ以上増やさない方策を立てることが急務である。施設整備ができないのであれば、日中活動系・訪問系サービスのさらなる充実なくして、待機者問題の解決はないであろう。

監査人は一県民の立場から、本当の意味でサービスを受けられずに困っている方にサービスが提供できる仕組みが必要であると考え。そうすることが、「第六次愛媛県長期計画 愛媛の未来づくりプラン」の目指す「施策 22 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり」の実現につながるはずである。

(5) 県内の障害福祉サービス事業所・施設について

県及び松山市は、提供サービスごとに指定事業所・施設を設けている。平成 26 年 6 月 1 日現在の指定事業所・施設の数及び定員は下表の通りである。なお、事業団の運営施設がない提供サービスについては、記載を省略した。

< 指定事業所数と定員 >

平成 26 年 6 月 1 日現在

提供サービス	施設数	定員	うち事業団施設	定員
施設入所支援	47	2136	しげのぶ清流園	40
			しげのぶ清愛園	40
			道後ゆう	40
			いだい清風園	50
グループホーム	70	1092	共同生活援助事業所	28
			しげのぶ清愛園生活寮	22

短期入所	55	-	しげのぶ清流園	-
			しげのぶ清愛園	-
生活介護	104	3358	しげのぶ清流園	60
			しげのぶ清愛園	34
			道後ゆう	25
			いだい清風園	50
自立訓練(機能訓練)	3	41	道後ゆう	25
自立訓練(生活訓練)	10	105	しげのぶ清愛園	6
宿泊型自立支援訓練	3	42	どうご清友寮	20
就労移行支援	43	436	道後ゆう	20
			しげのぶ清愛園	10
就労継続支援A型	50	956	-	-
就労継続支援B型	119	2439	ぱれっと道後	40
			いだい清風園	50
			しげのぶ清愛園	20

(提供サービスの内容)

- ・施設入所支援…障害者支援施設等において、主として夜間において、入浴、排せつ、又は食事の介護その他の必要な支援を行う。

- ・グループホーム…共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の世話を行う。

- ・短期入所…居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期の入所が必要な障害者・児を施設等に入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。

- ・生活介護…障害者支援施設等において常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の必要な援助を行う。

- ・自立訓練(機能訓練)…身体障害を有する障害者等につき、障害者支援施設等において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

- ・自立訓練(生活訓練)…知的障害又は精神障害を有する障害者につき、入浴、排せつ及び食事等の日常生活営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

- ・宿泊型自立訓練…知的障害又は精神障害を有する障害者につき、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

・就労移行支援…通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

・就労継続支援A型…通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

・就労継続支援B型…通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

・地域移行支援…障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

・地域定着支援…居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

・計画相談支援…障害者の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案しサービス等利用計画を作成し、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う。

(意見) 事業団に期待される役割について

指定事業所・施設に占める事業団運営施設の定員の割合は、定員の少ない「自立訓練(機能訓練)」及び「宿泊型自立支援訓練」を除けば、5%～8%となっており、県の障害福祉サービスのほとんどは、民間事業者が運営していると言っても過言ではない。

事業団は、県が全額出資している社会福祉法人であり、元々は県立の社会福祉施設を受託運営するために設立された。しげのぶ清流園やしげのぶ清愛園などは県立施設であったが、現在は事業団に譲渡され、事業団の直営施設として運営されている。

提供サービスは障害者総合支援法で規定されているため、事業団運営施設と民間事業者運営施設は同一で、障害福祉サービスの多くが民間事業者によって担われていることを鑑みれば、県が全額出資している事業団運営施設に期待される役割は何であるか。県が公費により全額出資しているという意味において、民間の社会福祉法人等とは異なる存在意義を有しており、県民の信頼と評価等も必要である。また、県民も県が全額出資している社会福祉法人に対しては、より強い期待を抱くであろう。

核家族化が進み障害者を持つ家庭では、家族だけではどうにもならない事情を抱えて生活している方もいるだろう。さらに、障害者の高齢化が進み、身寄りのない方もこれから増えていくであろう。障害福祉サービスのニーズは時代とともに変化し多様化していくものである。

このような環境で、事業団運営施設は指導的役割をさらに発揮して、一人一人に合ったサービスを提供し、サービスの向上を図るとともに、障害者が自立できる地域社会づくり、社会参加、就労支援の取組のモデル施設となるべく運営していただきたい。